

埼玉県浦和地方庁舎 E S C O 事業提案募集要項に関する質問及び回答

| 番号 | 頁 | 項目 | | | | 質問 | 回答 |
|----|------|----|-----|---|-----|--|---|
| | | 大 | 中 | 小 | 細 | | |
| 1 | 1 | 2 | (3) | オ | | E S C O 設備を県へ無償譲渡することが条件であれば、実質的に E S C O 設備は県の所有となり、固定資産の支払いは必要なくなるのではないのでしょうか。 | 県への無償譲渡後は、必要なくなります。 |
| 2 | 1 | 2 | (2) | | | 事業役割を担う代表者以外のメンバー企業が設備を保有することはできますか。また、できた場合設備を保有する企業から直接県へ E S C O 設備を無償譲渡することはできますか。 | 事業役割の構成企業の代表者が県との対応窓口となり、契約等の諸手続きを行い、事業遂行の責を負います。 |
| 3 | 3 | 3 | (2) | ウ | | 県と事業役割を担う複数企業との複数者契約はできますか。できない場合、事業役割を担う代表者以外のメンバー企業と県との間で金銭のやりとりはできますか。(E S C O サービス料を受け取る口座を事業役割を担う代表者以外のメンバー企業の口座にすることはできますか。) | 県と複数企業の企業体との契約となります。 |
| 4 | 3 | 3 | (2) | エ | | 下請け業者又は協力業者は全て県内業者から選定しなければなりませんでしょうか。 | 募集要項のとおりとします。 |
| 5 | 8 | 4 | (7) | イ | (イ) | 有資格技術職員内訳表に記載されている資格全ての資格者免許証(代表1名分)の写しが必要なのでしょうか。 | 必要とします。 |
| 6 | 15 | 6 | (6) | イ | (ウ) | 実現する削減額が削減保証額を下回る場合、E S C O サービス料は「削減保証額-実現した削減額」分削減されるこの事ですが、削減額を県の利益と E S C O サービス料で分け合うという E S C O 事業の趣旨からいうと、減額される額は「削減保証額-実現した削減額」分に当初の県の想定利益割合を乗じた額が妥当ではないのでしょうか。 施主の想定利益割合(%) = 県の利益 / 削減予定額 × 100 | 募集要項のとおりとします。 |
| 7 | 22 | 8 | (2) | イ | | E S C O 事業資金計画書の様式第13号から第17号までの書類の Excel データはないのでしょうか。あればデータをいただけないでしょうか。 | データはありません。 |
| 8 | 22 | 8 | (2) | | | 埼玉県のホームページからダウンロードした募集要項様式集(Word)の中で、様式第13号の1と様式第20号のデータが壊れています。正しいデータを提供していただけないでしょうか。 | ホームページ上のデータを訂正しました。 |
| 9 | 24 | 9 | (3) | | | 運転管理の詳細図書等(台帳や月報その他)は現場ワークスルー調査時に閲覧させていただけるのでしょうか。 | 代表データを提示します。 |
| 10 | 1 | 2 | (2) | | | E S C O 設備の調達方法として、リース方式もよろしいですか。 | 募集要項のとおりとします。 |
| 11 | 8 | 4 | (7) | イ | (イ) | 建設役割会社が派遣する「総括責任者」と「主任技術者」は、同一人が兼務してもよろしいのでしょうか。 | 兼務はできないものとします。 |
| 12 | 8 | 4 | (7) | イ | (イ) | この事業を複数の構成員で担当するとき、様式第7号の「総括責任者・主任技術者表」は、建設役割の構成員のみが提出すればよろしいですか。 | 全ての構成員が提出してください。 |
| 13 | 8 | 4 | (7) | イ | (イ) | 様式第7号の「総括責任者」とは、以下のうちどれを指すのでしょうか。 会社全体の技術を総括する責任者 当 E S C O 事業の建設工事を担当する監理技術者 当 E S C O 事業の建設工事を担当する現場代理人 | E S C O 事業に関する を指します。 |
| 14 | 21 | | | | | 募集要項 21 頁の設備維持管理関連のリスクにおいて、天災等による E S C O 設備損傷の場合、負担者の取り扱いはどうなりますか。 | 募集要項のとおりとします。 |
| 15 | 23 | 8 | (2) | ウ | (オ) | CO2 原単位に上下水道がありませんが、上下水道の削減は評価しないというのでしょうか。評価する場合は、原単位をご提示ください。 | 本募集においては、上下水道による二酸化炭素排出量削減は評価しないこととします。 |
| 16 | 別添資料 | | | | | 中央監視業務において、蛍光灯、潤滑油、バッテリー液、各種フィルター等の消耗品については、埼玉県からの支給扱いとなりますか。 | E S C O 設備に該当しない蛍光灯、各種フィルターは支給します。 |
| 17 | 別添資料 | | | | | 別添資料 中央監視業務 E S C O 提案「運転管理員は1.5人/平日」とある平日の勤務時間は、実働8時間(休憩1時間を除く)と考えてよろしいのでしょうか。 | ご質問のとおりです。 |
| 18 | 別添資料 | | | | | 冷房期間はそれぞれいつからいつまででしょうか。募集要項の別添資料「埼玉県浦和地方庁舎中央監視業務」の2「土曜日・日曜日・祭日」欄には「(概ね、冷房期間は7月から9月、暖房期間は12月から3月)」とありますが、「浦和地方庁舎省エネルギー診断結果」2ページの「運用管理」欄には冷房期間7月中旬～9月下旬、暖房期間12月中旬～3月下旬とあります。また、「実施基準表(浦和地方庁舎)」の(空調設備)には冷房期間は7月上旬から9月上旬、暖房期 | 別添資料の2のとおりとします。 |

| 番号 | 頁 | 項目 | | | | 意見 | 回答 |
|----|------|----|-----|---|-----|---|---|
| | | 大 | 中 | 小 | 細 | | |
| | | | | | | 間は12月中旬から翌年3月中旬となっています。冷房期間はあくまでも「実施基準表」を基礎に考えてよろしいでしょうか。 | |
| 19 | 参考資料 | 1 | | | | 電気、都市ガス、水道水のそれぞれの料金には消費税が含まれていますか。 | 消費税は含まれています。 |
| 20 | 参考資料 | 1 | | | | 平成12年度から14年度までの各月の最大需要電力、有効電力量、無効電力量をご提示ください。 | データがあるものは、ウォークスルー調査時に提示します。 |
| 21 | 参考資料 | 1 | | | | 夏季、冬季、中間季のそれぞれの代表日(平日、休日)における時刻別使用電力量をご提示ください。 | データがあるものは、ウォークスルー調査時に提示します。 |
| 22 | 参考資料 | 1 | | | | 都市ガス空調夏季契約1種、一般契約では料金単価が異なるため、平成13、14年度の内訳をご提示ください。(平成12年度は参考資料27頁と見なします。)また、空調夏季契約1種の流量基本料金に課される契約使用可能量は、参考資料27頁の「用途別ガス使用量 設備要領(定格容量)」でよろしいですか。 | データがあるものは、ウォークスルー調査時に提示します。後段は、応募者の提案によります。 |
| 23 | 別添資料 | | | | | 「埼玉県浦和地方庁舎中央監視業務」業務委託費(21,288千円)とは別に、熱源・空調機・自動制御機器・中央監視設備等の業務委託が存在するはずですが、今回のESCO提案メニューによっては、この業務委託費の削減分も見込む形を取ってよろしいでしょうか。その場合、平成15年度の業務委託費(契約額ベース)の開示をお願いします。 | 維持管理に関する業務委託費の削減分は見込まないこととします。 |
| 24 | 別添資料 | | | | | 「埼玉県浦和地方庁舎中央監視業務」にて、発生した交換部品・機器等に関する費用は別途と考えてよろしいですか。 | 維持管理に係る交換部品・機器等に関する費用は別途とします。 |
| 25 | 19 | 7 | (3) | エ | (イ) | 法人税等の法人の企業活動によって得られる所得に対する税負担リスクは事業者負担となっていますが、固定資産税のように所得とは関係なく、地方自治体の都合によって改訂可能な税の税率上昇リスクは県の負担と考えてよろしいでしょうか。 | 募集要項のとおりとします。 |
| 26 | 3 | 3 | (3) | オ | | 「事業役割を担う構成員」の資格要件に関しまして省エネルギー保証を含む省エネルギー改修工事の実績は、応募資格要件に適合するものと考えてよろしいですか。 | 募集要項のとおりとします。 |
| 27 | 23 | 8 | (2) | ウ | (オ) | 省エネルギー改修によるCO2排出削減量の評価方法について、改修前のCO2排出量を全電源平均による排出原単位で計算し、改修後のCO2削減量について「コージェネレーションシステムによる発電分のみ火力平均の排出原単位により計算させ、その分をCO2削減量とする」評価方法が採用されておりますが、「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令」および「埼玉県生活環境保全条例」(エコアップ宣言)においても、温室効果ガスの排出量算定にあたっては、一般電気事業者のCO2排出原単位については全電源平均の値を使用することとなり、法令・条例等と矛盾します。したがって、本事業におけるコージェネレーションシステムの発電分によるCO2排出削減量についてのみ火力平均の排出原単位により評価するのではなく、省エネルギー改修前後のエネルギー全体によるCO2排出量の比較により評価するのが適切と考えます。埼玉県のCO2排出量算定に関する考えをご教示願います。 | 募集要項のとおりとします。 |